

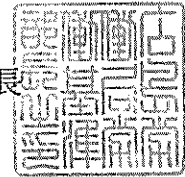


広労基発0118第2号

令和3年1月18日

公益社団法人広島県労働基準協会長 殿

広島労働局労働基準部長



改正石綿障害予防規則に係る周知用リーフレット、ポスターの配布について

益々御清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から労働基準行政の推進、とりわけ労働災害の防止、労働者の健康の保持増進については一方ならぬ御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます、

さて、建築物の解体・改修・リフォーム工事等における石綿ばく露防止対策の強化を目的とした改正石綿障害予防規則（以下「改正石綿則」という。）が、令和3年4月1日以降順次施行となります。

つきましては、改正石綿則の内容や新たな措置を周知するため、同封のリーフレット、ポスターを送付させていただきますので、これらを広く配布、掲示するなどして御活用いただき、改正石綿則の円滑な施行と適切な履行確保に御協力賜りますようお願い申し上げます。

